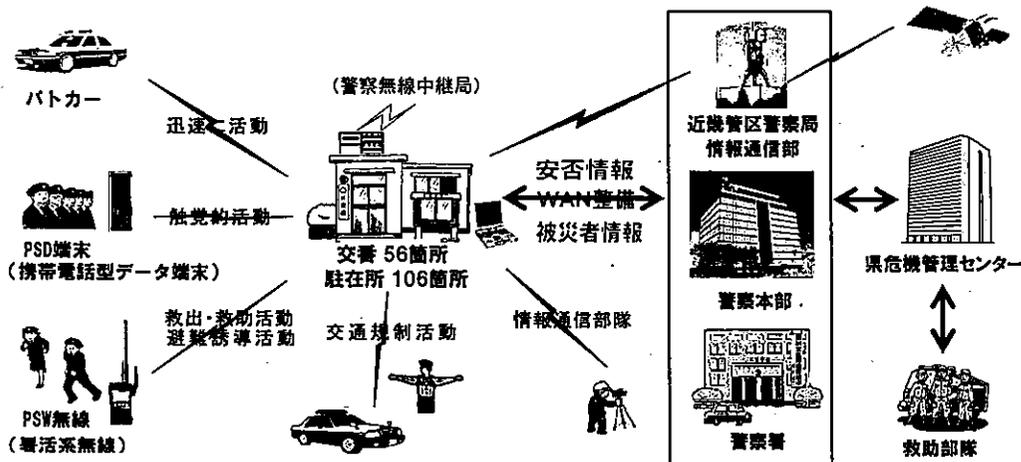


# 交番・駐在所の役割と整備構想

## ◆ 発災時における交番・駐在所の役割

地域防災の最前線基地

～常時即応体制の拠点（24時間365日）～



～県内全域を隈無く網羅～

～地域を熟知したエキスパート～

交番・駐在所

- ◆ 被災者の救出・救助活動の最前線基地
- ◆ 災害情報の収集・発信活動の拠点
- ◆ 被災地の治安維持活動の拠点
- ◆ 被災者の一時保護活動の拠点

交番・駐在所勤務員

- ◆ 危険箇所・避難場所を把握
- ◆ 高齢者・要保護者を把握
- ◆ 地形・地物を把握
- ◆ 救出・救助に対する豊富な知識

地域の生活安全センター

～地域住民の安全と安心の拠り所～

防犯活動の拠点

- ◆ 犯罪抑止・検挙活動
- ◆ 犯罪情報の発信活動
- ◆ 住民の要望把握活動
- ◆ 問題解決活動

地域密着の相談・要望受理の拠点

- ◆ DV、ストーカー、児童虐待の相談
- ◆ 少年非行・いじめの相談
- ◆ 地域の困りごと相談

ボランティア活動の拠点

- ◆ 自主防犯活動
- ◆ 少年補導活動
- ◆ 交通安全活動

## ◆ 交番に女性警察官の配置拡充

～DV、ストーカー、性犯罪等へ24時間対応～

・今後10年かけて定員比10%に拡大（H23年125人→H33年223人）



## ◆ 交番・駐在所の現状

現行基準

（相談室、来訪者用トイレは、H5年度から標準化）

★交番の一般的な延べ床面積は130㎡

（相談室、来訪者用トイレ、事務所、仮眠室×2（女性用1室））

★駐在所の一般的な延べ床面積は91㎡

（相談室、来訪者用トイレ、事務所+3DK居住部分）

- ※相談室 ・ 平素の活用 → 女性対象の犯罪・いじめ等の相談受理、事件等の事情聴取室  
ボランティア活動の情報交換場所・活動拠点
- ・ 災害時の活用 → 災害救助活動、被災者の一時保護

現状

昭和56年以前に建築の耐震基準及び現行基準に満たない 交番・駐在所 35箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害で倒壊</li> <li>● 最低限の警察活動に必要な相談室等がない</li> </ul>	76箇所	◇可能な限り速やかに計画的建て替えを進める必要がある。
平成4年度以前に建築の現行基準に満たない 交番・駐在所 41箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最低限の警察活動に必要な相談室等がない</li> </ul>		◇軽量鉄骨の方が約15年以上も長寿命と見積もられるため、木造より長いスパンでは経費節約となる。

## ◆ 交番・駐在所の整備計画

～今年度中に建て替え計画を策定【短期5年・中期10年】～

可及的速やかに建て替え （原則として軽量鉄骨）	昭和56年以前に建築の耐震基準及び現行基準に満たない交番・駐在所 ・ 大規模災害で倒壊 ・ 最低限の警察活動に必要な相談室等がない	35箇所
速やかに建て替え （原則として軽量鉄骨）	平成4年度以前に建築の現行基準に満たない交番・駐在所 ・ 最低限の警察活動に必要な相談室等がない	41箇所
耐用年数が経過後順次建て替え	平成5年度以後に建築の現行基準を満たす交番・駐在所	